

2015年1月14日

各位

オリックス株式会社
(コード番号：8591)

第三者割当による自己株式処分に係る発行登録の取下げに関するお知らせ

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：井上 亮）は、2014年5月9日に公表しました「第三者割当（予定）による自己株式処分に係る発行登録のお知らせ」によりお知らせした当社普通株式の募集に係る発行登録につきまして、本日、発行登録取下届出書を提出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取下げた発行登録の概要

- (1) 発行登録書提出日 2014年5月9日
- (2) 発行登録書提出先 関東財務局
- (3) 募集株式の種類 当社普通株式
- (4) 処分予定期間 発行登録の効力発生日（2014年5月17日）から1年を経過する日（2015年5月16日）まで
- (5) 処分予定額 1,500,000,000円を上限としております。

2. 発行登録による株式の処分実績

発行価額の総額 807,767,100円

3. 発行登録の取下げ理由

当社は、2014年6月24日をもって退任した取締役及び執行役に対し、当社の取締役及び執行役等を対象とする株式報酬制度に基づき自己株式処分を行うため発行登録を行いました。が、予定していた自己株式処分が終了したため、発行登録の取下げを行ったものです。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
グループ広報部 似内・堀井 TEL：03-3435-3167